

豊川市監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、教育長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年6月25日

|         |         |
|---------|---------|
| 豊川市監査委員 | 鈴木 不二夫  |
| 同       | 上 澤 勉   |
| 同       | 井 川 郁 恵 |

監査結果に基づく措置通知書（教育委員会スポーツ課）

監査実施期間 平成26年 9月 8日から

豊川市監査公表第35号分

平成26年10月17日まで

| 指 摘 事 項   | 措 置 状 況   |
|---|---|
| <p>(改善事項)</p> <p>1 次の補助金の交付要綱について、補助の交付額が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>(1) 総合型地域スポーツクラブ補助金</p> <p>(2) 体育協会補助金</p> <p>(3) 校区体育振興会助成金</p> <p>2 スポーツ課窓口で取扱う音羽中学校の附属設備（照明）使用料を、月初に1カ月分をまとめて徴収しているが、利用実績が確認できるまで会計管理者の口座に払込まれていないため、早急に改善されたい。</p> | <p>1 左記の各補助金の交付要綱について、予算額に応じ具体的な交付額を規定する等の改正を行い、平成27年4月1日から施行した。</p> <p>2 音羽中学校の附属設備（照明）使用料の取扱事務については、平成27年4月1日から、他の小・中学校の施設開放に係る運用と同様に、新たに附属施設利用券を作成するとともに、当該利用券の販売と同時に使用料を徴収し、遅滞なく会計管理者の口座へ払込みをする公金取扱手順に変更した。</p> |

(注) 上記の措置状況は、平成27年6月4日現在のものである。